

第13期

定時株主総会および 普通株式にかかる種類株主総会 招 集 ご 通 知

日時

平成28年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

富山市堤町通り一丁目2番26号
株式会社北陸銀行本店 6階会議室
※中継会場を札幌に設けております。
※末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照
ください。

当日ご出席いただけない場合は、



または



により議決権を行使することができます。詳しくは
2頁の「議決権行使についてのご案内」をご覧ください。



株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ

証券コード：8377

目 次

■ 第13期定時株主総会および 普通株式にかかる種類株主総会招集ご通知……………	1
[添付書類]	
■ 第13期事業報告	
1. 当社の現況に関する事項……………	3
2. 会社役員に関する事項……………	11
3. 社外役員に関する事項……………	13
4. 当社の株式に関する事項……………	14
5. 会計監査人に関する事項……………	15
6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針……………	16
7. 特定完全子会社に関する事項……………	16
8. 親会社等との間の取引に関する事項……………	16
9. 会計参与に関する事項……………	16
10. その他……………	16
■ 連結計算書類……………	17
■ 計算書類……………	20
■ 監査報告書……………	23
[ご参考]	
1. 株式会社北陸銀行の決算概要……………	27
2. 株式会社北海道銀行の決算概要……………	29
[株主総会参考書類]	
第1号議案 剰余金の配当の件……………	31
第2号議案 株式併合の件……………	32
第3号議案 定款一部変更の件……………	33
第4号議案 取締役9名選任の件……………	38
インターネットによる議決権行使のご案内……………	44
株主総会会場ご案内図……………	末尾

平成 28 年 6 月 2 日

株 主 各 位

富山市堤町通り一丁目 2 番 26 号

株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ

取締役社長 庵 栄 伸

第13期定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会招集ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月23日（木曜日）午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 富山市堤町通り一丁目 2 番 26 号
株式会社北陸銀行本店 6階会議室

本年は会場を富山市に変更しております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項 第13期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役9名選任の件

なお、本定時株主総会の第2号議案および第3号議案は普通株式にかかる種類株主総会の議案を兼ねております。

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

- ① 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、議案に賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

- ② 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、前頁の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、44頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

- (3) 重複行使の取り扱いについて

議決権行使書面により、複数回議決権を行使された場合は、最後に当社に到着したものを有効な議決権行使といたします。

議決権行使書面とインターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

以上

※ 当社は、株主総会招集ご通知とその添付書類ならびに株主総会参考書類をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hokuhoku-fg.co.jp/stocks/generalmeeting/>）に掲載しておりますので、法令ならびに当社定款第23条の規定に基づき、本招集ご通知には以下の事項は記載しておりません。

- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保する体制」
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hokuhoku-fg.co.jp/>）に掲載させていただきます。

第13期〔平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで〕事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループは、金融持株会社である当社、子会社11社及び関連会社1社で構成され、北海道、北陸三県、東京・名古屋・大阪の三大都市圏に拠点を持つ広域地域金融グループを形成しており、中核を担う北陸銀行と北海道銀行を中心に、リース、クレジットカード、ベンチャーキャピタル、ソフトウェア開発、サービサー業務等、お取引先の広範なニーズに対応する総合金融サービスを提供しております。

〔金融経済環境〕

当期のわが国経済は、政府の景気対策や日本銀行の金融緩和政策の継続を背景に、前半は原油安や円安環境も支えとなり、輸出企業を中心とした業績伸長やインバウンド消費の拡大に伴って景況感は緩やかに回復しました。一方、後半は中国を中心とする新興国経済の減速懸念や、米国政策金利の見直しを巡る不透明感、テロ発生や難民問題など中東や欧州における地政学的リスクの高まりなどから、株式や為替相場のボラティリティが高まり、世界経済の先行きを警戒するリスクオフの姿勢が強まりました。

金融面では、日本銀行が平成28年2月に史上初のマイナス金利政策を開始し、企業の資金調達コストが更に低下する一方、資金運用環境も投資利回りの低下が顕著となっております。

当社グループの主要営業地域である北陸三県においては、医薬品や電子部品の生産が引き続き好調なほか、北陸新幹線の開業効果で観光・宿泊客が大きく伸長するなど、一部に明るい動きも見られましたが、個人消費の回復の足取りは依然重く、総体としては小幅な動きにとどまっております。また、北海道においては、公共投資の落ち込みが景気の下押し圧力となったものの、インバウンド客の増勢持続に伴う観光関連消費の拡大や、住宅投資・民間設備投資の増加が確認されるなど、景気は緩やかながらも持ち直し基調を維持しました。

〔企業集団の事業の経過及び成果〕

このような環境の中、当社グループは、地域に親しまれ頼りにされる広域地域金融グループとして、従来型の金融サービスの拡充に加えて、ノウハウ、情報、国内・海外のネットワークなどを最大限に活用し、ビジネスマッチングや問題解決型の金融サービスの提供、そして地域企業の海外進出支援等を積極的に行ってまいりました。

個人のお客さまには、投資信託・個人年金保険等の資産運用商品やローン商品のライン

ナップの充実に努めるとともに、コンサルティング機能の強化にも努めてまいりました。また、スマートフォンやタブレットのアプリケーションの導入等、インターネットバンキング機能向上などによる利便性の向上にも取り組んでまいりました。

法人のお客さまには、リレーションシップバンキング機能強化を目指し、当社グループのネットワークや外部との連携を活用した、地域の成長業種支援やM&A、事業承継、助成金や補助金等各種公的制度のご案内等のコンサルティング営業、ビジネスマッチングに注力してまいりました。また、地方創生の一翼を担うため、子銀行内に専門部署を設置し、地方自治体との積極的な連携協定締結や、各種ファンドの設立等を行ってまいりました。

CSR（企業の社会的責任）活動につきましては、カーリングチームの支援等を通じたスポーツ振興や美術館支援・オーケストラのコンサート開催など芸術・文化振興に積極的に取り組んでおります。また、大学における金融関連講座への講師派遣やエコノミクス甲子園の地方予選の開催など、金融教育活動にも力を入れて取り組んでおります。

当社グループの当期の連結業績につきましては、以下のとおりとなりました。

預金等

預金・譲渡性預金の期末残高は個人預金及び法人預金は順調に増加しておりますが、譲渡性預金を大きく減少させたことから、前期末比1,523億円減少の10兆4,754億円となりました。

貸出金

貸出金の期末残高は、公金貸出が減少しましたが、事業性貸出及び個人ローンが引き続き増加しましたことにより、前期末比361億円増加の7兆5,829億円となりました。

有価証券

有価証券の期末残高は、外国証券の残高が増加しましたが、国債等の償還により、前期末比870億円減少の2兆4,065億円となりました。

収益状況

連結経常収益は、有価証券利息配当金や株式売却益が増加しましたが、貸出金利息や国債等債券売却益が減少しましたことにより、前期比13億円減少し1,925億円となりました。連結経常費用は、営業経費や与信費用が減少しましたが、株式等売却損や株式等償却が増加したことにより、前期比3億円増加し1,461億円となりました。

以上の結果、連結経常利益は前期比17億円減少し464億円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、連結経常利益が17億円減少しましたが、特別損益の改善や税金費用の減少により、前期比6億円増加の288億円となりました。

なお、当期の1株当たり期末配当につきましては、普通株式は4円25銭、第1回第5種優先株式については、所定の7円50銭の配当実施を株主総会にお諮りするものであります。

主要な子会社の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【北陸銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：億円）

	平成26年度	平成27年度	増減
コア業務純益	260	266	6
与信費用	17	△11	△28
有価証券関係損益	36	4	△32
経常利益	245	267	22
当期純利益	146	165	18

	平成26年度	平成27年度	増減
貸出金	43,653	43,834	181
預金・譲渡性預金	60,760	61,176	416

【北海道銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：億円）

	平成26年度	平成27年度	増減
コア業務純益	251	253	2
与信費用	42	48	5
有価証券関係損益	32	△1	△33
経常利益	226	200	△26
当期純利益	135	134	△1

	平成26年度	平成27年度	増減
貸出金	31,964	32,161	196
預金・譲渡性預金	45,753	43,849	△1,903

【企業集団の対処すべき課題】

当社を取り巻く経営環境は、主要営業地域における少子高齢化や都市部への人口流出および企業活動の海外志向の高まりにより、マーケットの縮小が進んでいくことが見込まれています。また、地元の他行との競争に加えて、ゆうちょ銀行やネット専業銀行等の業務拡大による競争、マイナス金利付量的緩和政策による貸出業務における利ざやの縮小および国内債券利回りの低下により、厳しい経営環境が続くと見込まれています。

このような経営環境にあっても、地域金融機関には地域経済の発展に資する金融サービスを安定的に提供することが求められており、当社グループは、以下の方針を掲げて、社会的役割と使命およびステークホルダーへの責任を果たしてまいります。

第一に、お客さまの期待を上回る提案力・サービス力の実現に取り組んでまいります。お客さまのライフステージに応じたコンサルティングや事業性評価への取り組み強化、ITインフラ整備による利便性・機能の強化により地域No.1の金融サービスを提供することで、お客さまと地域社会に貢献し、信頼され選んでいただける地域金融グループを目指してまいります。

第二に、当社グループの持続的な成長をはかるため、機能的・効率的なグループ経営体制と営業体制の構築に挑戦してまいります。管理部門やバック事務の集約によりグループ経営のメリットを追求するとともに、変化する営業マーケット環境に対応した店舗・チャネル経営を進めることで、競争を勝ち抜く機能的な組織の実現と地域から信頼される安定した財務基盤の維持に努めてまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
連結経常収益	199,136	190,966	193,936	192,584
連結経常利益	29,332	49,448	48,140	46,425
親会社株主に帰属する 当期純利益	18,105	27,332	28,235	28,837
連結包括利益	43,635	36,190	76,603	478
連結純資産額	481,550	505,125	572,987	566,251
連結総資産額	10,979,231	11,114,807	11,683,001	11,630,328

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成27年度の状況については、前記「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」のとおりであります。なお、連結包括利益は、その他有価証券評価差額金が時価の下落により、退職給付に係る調整額が退職給付債務の割引率低下により、大きく減少したことから、平成26年度に比べ761億円減少しております。
 3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を当事業年度から適用し、「連結当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

□ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
営業収益	8,154	6,564	7,637	8,517
受取配当金	7,585	5,883	7,062	7,934
銀行業を営む子会社	7,582	5,880	7,059	7,931
その他の子会社等	3	3	3	3
当期純利益	7,581	5,880	7,061	7,937
1株当たり当期純利益	4円41銭	3円18銭	4円06銭	4円72銭
総資産	254,930	279,247	279,439	270,081
銀行業を営む子会社株式等	224,905	224,905	224,905	224,905
その他の子会社株式等	2,951	2,951	2,951	2,951

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	北陸銀行	北海道銀行	その他	北陸銀行	北海道銀行	その他
使用人数	2,811 [^]	2,237 [^]	328 [^]	2,817 [^]	2,286 [^]	335 [^]

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等

イ 株式会社北陸銀行

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
富 山 県	92	(28)	91	(27)
石 川 県	36	(6)	36	(6)
福 井 県	22	(5)	22	(5)
北 海 道	20	(4)	20	(4)
京 浜 地 区	8	(-)	8	(-)
名 古 屋 地 区	3	(-)	3	(-)
京 阪 神 地 区	4	(-)	4	(-)
そ の 他	3	(-)	3	(-)
合 計	188	(43)	187	(42)

□ 株式会社北海道銀行

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道	139	(6)	139	(6)
京浜地区	1	(-)	1	(-)
東北地区	1	(-)	1	(-)
合計	141	(6)	141	(6)

ハ その他の事業

北銀リース株式会社：本社、金沢支店ほか

株式会社北陸カード：本社、金沢支店ほか

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	北陸銀行	北海道銀行	その他の業務	合計
設備投資の総額	4,072	3,018	104	7,195

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

会社名	内容	金額
株式会社北陸銀行	店舗改修・システム投資等	3,394
株式会社北海道銀行	店舗改修・システム投資等	2,253

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社北陸銀行	富山市	銀行業務	昭和18年 7月31日	百万円 140,409	% 100.00	
株式会社北海道銀行	札幌市 中央区	銀行業務	昭和26年 3月5日	93,524	100.00	
北銀リース株式会社	富山市	リース業務	昭和58年 7月21日	100	70.25	
株式会社北陸カード	富山市	クレジットカード業務	昭和58年 3月2日	36	87.39	
北陸保証サービス株式会社	富山市	信用保証業務	昭和53年 12月12日	50	100.00	
北銀ソフトウェア株式会社	富山市	ソフトウェア業務	昭和61年 5月1日	30	100.00	
ほくほく債権回収株式会社	富山市	サービサー業務	平成15年 12月5日	500	100.00	
北銀ビジネスサービス株式会社	富山市	文書管理、事務集中処理業務	昭和28年 3月25日	30	(100.00)	
道銀ビジネスサービス株式会社	札幌市 中央区	文書管理、現金等の整理・精算、事務集中処理業務	昭和54年 6月8日	50	(100.00)	
道銀カード株式会社	札幌市 中央区	クレジットカード業務、信用保証業務	昭和52年 6月13日	120	(100.00)	
株式会社 道銀地域総合研究所	札幌市 中央区	経済調査業務、受託調査・研究業務、コンサルティング業務	平成14年 8月8日	100	(100.00)	

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 議決権比率の()内は、間接議決権比率であります。

(重要な業務提携の概況)

1. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス及び株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、株式会社りそな銀行、株式会社サークルKサンクス、富士通株式会社、富士通フロンテック株式会社及び株式会社ゼロネットワークスとの提携（バンクタイム）により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
8. 株式会社北海道銀行と台湾の金融機関との提携により、海外専用現金自動設備の現金自動引出しのサービスを行っております。
9. 株式会社北海道銀行は、株式会社ビューカードとの提携により、東日本旅客鉄道株式会社の駅構内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
10. 株式会社北海道銀行は、日本ATM株式会社が運営している各銀行の諸届を受付する共同窓口（「銀行手続の窓口」）に参加しております。
11. 株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行、株式会社横浜銀行、株式会社七十七銀行及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間で、システム共同利用を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
庵 栄伸	代表取締役 社長		株式会社北陸銀行 代表取締役頭取	
笹原 晶博	代表取締役 副社長		株式会社北海道銀行 代表取締役頭取	
麦野 英順	取締役	監査グループ(副担当)	株式会社北陸銀行 代表取締役会長	
山川 広行	取締役		株式会社北海道銀行 取締役副頭取	
中野 隆	取締役	企画グループ 総務グループ	株式会社北陸銀行 取締役専務執行役員	
森田 勉	取締役		株式会社北陸銀行 取締役常務執行役員	
小倉 隆巳	取締役	リスク管理グループ 監査グループ(主担当)		
大島 雄次	取締役 (社外取締役)		明治安田生命保険相互会社 名誉顧問	
中川 了滋	取締役 (社外取締役)		弁護士	
稲葉 純一	常勤監査役			
前泉 洋三	監査役 (社外監査役)		北海道瓦斯株式会社 特別顧問	
川田 達男	監査役 (社外監査役)		セーレン株式会社 代表取締役会長兼最 高経営責任者	

(注) 当社は、大島雄次、中川了滋、前泉洋三、川田達男を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
堰八 義博	平成27年6月26日	任期満了	代表取締役会長、株式会社北海道銀行 代表取締役頭取
二階堂裕隆	平成27年6月26日	任期満了	取締役、リスク管理グループ担当、監査グループ主担当
林 則清	平成27年6月26日	辞任	監査役（社外監査役）

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	報酬等	
	人数	支給額
取締役	11人	155
監査役	4人	37
計	15人	193

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当事業年度末現在の取締役9名及び監査役3名と、当事業年度中に退任された取締役2名及び監査役1名を合わせております。
 3. 支給額には、当事業年度に係るストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等（以下「株式報酬」という）を含めて計上しており、その金額は、取締役に対して22百万円であります。
 4. 取締役の報酬限度額は、年額240百万円以内であります。なお、取締役（社外取締役を除く）に対して、これとは別枠で株式報酬につき年額35百万円を上限としております。監査役の報酬限度額は年額75百万円以内であります。
 5. 報酬限度額は、平成24年6月26日開催の第9期定時株主総会において決議いただいております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
大島 雄次	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。
中川 了滋	同上
前泉 洋三	同上
川田 達男	同上

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
大島 雄次	明治安田生命保険相互会社 名誉顧問
中川 了滋	弁護士
前泉 洋三	北海道瓦斯株式会社 特別顧問
川田 達男	セーレン株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
大島 雄次	11年7カ月	当期開催の取締役会11回中10回に出席しました。	金融機関経営の豊富な経験を活かした経営全般に対する発言を行っております。
中川 了滋	10カ月	在任中、当期開催の取締役会9回全てに出席しました。	弁護士や最高裁判所判事としての豊富な経験と法律に対する高い見識を活かした経営全般に対する発言を行っております。
前泉 洋三	4年10カ月	当期開催の取締役会11回、監査役会9回全てに出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を活かした経営全般に対する発言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。
川田 達男	2年10カ月	当期開催の取締役会11回中8回、監査役会9回中6回に出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を活かした経営全般に対する発言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	当社からの報酬等		当社の親会社等からの報酬等
	人数	支給額	
報酬等の合計	5人	22	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当事業年度末現在の取締役2名及び監査役2名と、当事業年度中に退任された監査役1名を合わせております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

- ① 発行可能株式総数
- | | |
|---------|-------------|
| 普通株式 | 2,800,000千株 |
| 第1種優先株式 | 400,000千株 |
| 第2種優先株式 | 200,000千株 |
| 第3種優先株式 | 200,000千株 |
| 第4種優先株式 | 90,000千株 |
| 第5種優先株式 | 110,000千株 |
- ② 発行済株式の総数
- | | |
|------------|-------------|
| 普通株式 | 1,351,630千株 |
| 第1回第5種優先株式 | 107,432千株 |
- (注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	40,621名
第1回第5種優先株式	1,491名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	73,211 ^{千株}	5.46 [%]
明治安田生命保険相互会社	33,954	2.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	29,470	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	23,860	1.78
住友生命保険相互会社	23,606	1.76
北陸電力株式会社	22,118	1.65
株式会社みずほ銀行	18,104	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	17,752	1.32
東京海上日動火災保険株式会社	17,453	1.30
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	17,169	1.28

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（11,458千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口、信託口4及び信託口9）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものです。

第1回第5種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
公益社団法人北海道栽培漁業振興公社	5,000 ^{千株}	4.65 [%]
北海道旅客鉄道株式会社	4,420	4.11
北海道電力株式会社	2,000	1.86
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,540	1.43
株式会社ニッセンレンエスコート	1,300	1.21
平和不動産株式会社	1,300	1.21
北海道リース株式会社	1,140	1.06
DCMホームマック株式会社	1,120	1.04
株式会社ラルズ	1,000	0.93
株式会社HDC	1,000	0.93
三井住友海上火災保険株式会社	1,000	0.93
小野寺 眞悟	1,000	0.93

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（2千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 深田建太郎 指定有限責任社員 業務執行社員 香川 順 指定有限責任社員 業務執行社員 石尾 雅樹	20	(注3)

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は132百万円であります。
 3. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、業務執行部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、監査報酬見積りの算出根拠及びその合理性などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する状況にあり、かつ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、当社都合の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

(単位：百万円)

名 称	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社北陸銀行	富山市堤町通り1丁目2番26号	122,261	270,081
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1番地	102,643	

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

自己株式の取得について、会社法第459条第1項第1号の規定により、同法第160条第1項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第1項に掲げる事項を取締役会決議をもって定めることができる旨定款に定めております。これらは、資本政策の弾力化・機動性の向上を図るためであります。

第13期末 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,235,499	預 金	10,231,408
コールローン及び買入手形	65,016	譲 渡 性 預 金	244,008
買 入 金 銭 債 権	62,034	コールマネー及び売渡手形	20,845
特 定 取 引 資 産	4,631	債券貸借取引受入担保金	92,954
金 銭 の 信 託	8,344	特 定 取 引 負 債	1,129
有 価 証 券	2,406,589	借 用 金	207,252
貸 出 金	7,582,954	外 国 為 替	226
外 国 為 替	14,771	社 債	33,000
そ の 他 資 産	108,066	そ の 他 負 債	126,529
有 形 固 定 資 産	101,080	退 職 給 付 に 係 る 負 債	20,459
建 物	32,999	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	230
土 地	61,293	偶 発 損 失 引 当 金	1,957
リ ー ス 資 産	657	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,419
建 設 仮 勘 定	241	繰 延 税 金 負 債	11,883
その他の有形固定資産	5,887	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,724
無 形 固 定 資 産	23,974	支 払 承 諾	65,044
ソ フ ト ウ ェ ア	5,413	負 債 の 部 合 計	11,064,076
の れ ん	17,694	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	94	資 本 金	70,895
その他の無形固定資産	772	資 本 剰 余 金	148,211
繰 延 税 金 資 産	7,244	利 益 剰 余 金	263,959
支 払 承 諾 見 返	65,044	自 己 株 式	△ 1,489
貸 倒 引 当 金	△ 54,925	株 主 資 本 合 計	481,576
		その他有価証券評価差額金	83,834
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,596
		土 地 再 評 価 差 額 金	9,079
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 8,340
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	82,976
		新 株 予 約 権	319
		非 支 配 株 主 持 分	1,378
		純 資 産 の 部 合 計	566,251
資 産 の 部 合 計	11,630,328	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,630,328

第13期 連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		192,584
資金運用収益	127,069	
貸出金利息	98,140	
有価証券利息配当金	26,339	
コールローン利息及び買入手形利息	553	
預け金利息	1,138	
その他の受入利息	897	
役員取引等収益	39,486	
特定取引収益	279	
その他の業務収益	14,308	
その他の経常収益	11,439	
経常費用		146,158
資金調達費用	6,826	
預金利息	3,172	
譲渡性預金利息	476	
コールマネー利息及び売渡手形利息	300	
債券貸借取引支払利息	468	
借入金利息	914	
社債利息	412	
その他の支払利息	1,083	
役員取引等費用	13,754	
その他の業務費用	9,536	
営業経費	100,883	
その他の経常費用	15,158	
貸倒引当金繰入額	3,125	
その他の経常費用	12,032	
経常利益		46,425
特別利益		759
固定資産処分益	4	
収用補償金	692	
退職給付信託設定益	62	
特別損失		1,266
固定資産処分損失	484	
減損損失	782	
税金等調整前当期純利益		45,918
法人税、住民税及び事業税	10,543	
法人税等調整額	6,437	
法人税等合計		16,981
当期純利益		28,936
非支配株主に帰属する当期純利益		99
親会社株主に帰属する当期純利益		28,837

第13期 連結株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	70,895	148,197	242,701	△ 1,514	460,279
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 7,305		△ 7,305
親会社株主に帰属 する当期純利益			28,837		28,837
自己株式の取得				△ 18	△ 18
自己株式の処分		14		43	58
土地再評価差額金の取崩			△ 274		△ 274
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	14	21,257	25	21,296
当 期 末 残 高	70,895	148,211	263,959	△ 1,489	481,576

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	101,033	△ 845	8,502	2,473	111,164	266	1,276	572,987
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△ 7,305
親会社株主に帰属 する当期純利益								28,837
自己株式の取得								△ 18
自己株式の処分								58
土地再評価差額金の取崩								△ 274
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 17,198	△ 751	577	△ 10,814	△ 28,187	53	101	△ 28,031
当期変動額合計	△ 17,198	△ 751	577	△ 10,814	△ 28,187	53	101	△ 6,735
当 期 末 残 高	83,834	△ 1,596	9,079	△ 8,340	82,976	319	1,378	566,251

第13期末 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,949	流動負債	224
現金及び預金	210	預り金	4
有価証券	7,000	未払費用	117
前払費用	2	未払配当金	79
未収収益	112	未払法人税等	12
未収還付法人税等	1,620	その他	10
その他	4	固定負債	33,029
固定資産	261,131	社債	33,000
有形固定資産	0	役員退職慰労引当金	29
器具及び備品	0	負債の部合計	33,253
無形固定資産	0	(純資産の部)	
ソフトウェア	0	株主資本	236,507
投資その他の資産	261,130	資本金	70,895
関係会社株式	227,870	資本剰余金	137,110
関係会社長期貸付金	33,000	資本準備金	82,034
その他	260	その他資本剰余金	55,075
		利益剰余金	29,956
		その他利益剰余金	29,956
		繰越利益剰余金	29,956
		自己株式	△1,454
		新株予約権	319
		純資産の部合計	236,827
資産の部合計	270,081	負債及び純資産の部合計	270,081

第13期 損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	8,517
関係会社受取配当金	7,934
関係会社受入手数料	583
営 業 費 用	528
販売費及び一般管理費	528
営 業 利 益	7,988
営 業 外 収 益	427
関係会社貸付金利息	411
その他の営業外収益	15
営 業 外 費 用	476
社 債 利 息	412
事務委託費	64
その他の営業外費用	0
経 常 利 益	7,939
税 引 前 当 期 純 利 益	7,939
法人税、住民税及び事業税	1
法 人 税 等 合 計	1
当 期 純 利 益	7,937

第13期 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	70,895	82,034	55,061	137,096	29,325	29,325	△ 1,479	235,836	266	236,103
当期変動額										
剰余金の配当					△ 7,305	△ 7,305		△ 7,305		△ 7,305
当期純利益					7,937	7,937		7,937		7,937
自己株式の取得							△ 18	△ 18		△ 18
自己株式の処分			14	14			43	58		58
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									53	53
当期変動額合計	—	—	14	14	631	631	25	671	53	724
当期末残高	70,895	82,034	55,075	137,110	29,956	29,956	△ 1,454	236,507	319	236,827

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 深 田 建太郎 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 香 川 順 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 尾 雅 樹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ほくほくフィナンシャルグループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ほくほくフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 深 田 建太郎 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 香 川 順 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 尾 雅 樹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ほくほくフィナンシャルグループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 監査役会

常勤監査役 稲 葉 純 一 ㊟

社外監査役 前 泉 洋 三 ㊟

社外監査役 川 田 達 男 ㊟

以上

【ご参考】

1. 株式会社北陸銀行の決算概要

第109期末 貸借対照表 (要約)

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	892,747	預 金	5,911,370
コ ー ル コ ー シ ョ ン	65,016	譲 渡 性 預 金	206,301
買 入 金 銭 債 権	62,034	コ ー ル マ ネ ー	20,845
特 定 取 引 資 産	2,206	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	92,954
有 価 証 券	1,343,914	特 定 取 引 負 債	1,129
貸 出 金	4,383,442	借 用 金	200,758
外 国 為 替	8,850	外 国 為 替	175
そ の 他 資 産	23,754	そ の 他 負 債	55,431
有 形 固 定 資 産	77,219	退 職 給 付 引 当 金	1,924
無 形 固 定 資 産	3,278	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	57
前 払 年 金 費 用	1,897	偶 発 損 失 引 当 金	1,393
支 払 承 諾 見 返	35,074	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	965
貸 倒 引 当 金	△ 18,944	繰 延 税 金 負 債	13,456
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,724
		支 払 承 諾	35,074
		負 債 の 部 合 計	6,547,563
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	140,409
		資 本 剰 余 金	14,998
		資 本 準 備 金	14,998
		利 益 剰 余 金	100,974
		利 益 準 備 金	10,466
		そ の 他 利 益 剰 余 金	90,508
		繰 越 利 益 剰 余 金	90,508
		株 主 資 本 合 計	256,383
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	69,064
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,596
		土 地 再 評 価 差 額 金	9,079
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	76,547
		純 資 産 の 部 合 計	332,930
資 産 の 部 合 計	6,880,493	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,880,493

第109期 損益計算書 (要約)

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		93,387
資 金 運 用 収 益	68,101	
(貸 出 金 利 息)	(52,175)	
(有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(13,827)	
役 務 取 引 等 収 益	17,493	
特 定 取 引 収 益	166	
そ の 他 業 務 収 益	1,516	
そ の 他 経 常 収 益	<u>6,108</u>	
経 常 費 用		66,626
資 金 調 達 費 用	4,627	
(預 金 利 息)	(1,870)	
役 務 取 引 等 費 用	6,868	
そ の 他 業 務 費 用	15	
営 業 経 費	51,342	
そ の 他 経 常 費 用	<u>3,772</u>	
経 常 利 益		26,761
特 別 利 益		0
特 別 損 失		<u>858</u>
税 引 前 当 期 純 利 益		25,903
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,601	
法 人 税 等 調 整 額	<u>4,799</u>	
法 人 税 等 合 計		<u>9,400</u>
当 期 純 利 益		16,503

2. 株式会社北海道銀行の決算概要

第96期末 貸借対照表 (要約)

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	342,340	預 金	4,332,822
商 品 有 価 証 券	2,424	譲 渡 性 預 金	52,107
金 銭 の 信 託	8,344	借 用 金	37,704
有 価 証 券	1,051,981	外 国 為 替	51
貸 出 金	3,216,184	そ の 他 負 債	42,801
外 国 為 替	5,920	退 職 給 付 引 当 金	8,092
そ の 他 資 産	39,630	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	104
有 形 固 定 資 産	29,144	偶 発 損 失 引 当 金	563
無 形 固 定 資 産	2,742	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	454
繰 延 税 金 資 産	7,084	支 払 承 諾	22,955
支 払 承 諾 見 返	22,955	負 債 の 部 合 計	4,497,657
貸 倒 引 当 金	△ 27,298	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	93,524
		資 本 剰 余 金	16,795
		資 本 準 備 金	16,795
		利 益 剰 余 金	74,838
		利 益 準 備 金	7,648
		そ の 他 利 益 剰 余 金	67,189
		繰 越 利 益 剰 余 金	67,189
		株 主 資 本 合 計	185,157
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,641
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	18,641
		純 資 産 の 部 合 計	203,799
資 産 の 部 合 計	4,701,456	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,701,456

第96期 損益計算書 (要約)

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	85,530
資 金 運 用 収 益	59,671
(貸 出 金 利 息)	(46,066)
(有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(13,115)
役 務 取 引 等 収 益	17,496
そ の 他 業 務 収 益	1,389
そ の 他 経 常 収 益	<u>6,972</u>
経 常 費 用	65,526
資 金 調 達 費 用	2,176
(預 金 利 息)	(1,305)
役 務 取 引 等 費 用	8,121
そ の 他 業 務 費 用	197
営 業 経 費	42,785
そ の 他 経 常 費 用	<u>12,245</u>
経 常 利 益	20,003
特 別 利 益	758
特 別 損 失	<u>362</u>
税 引 前 当 期 純 利 益	20,400
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,197
法 人 税 等 調 整 額	<u>1,760</u>
法 人 税 等 合 計	<u>6,958</u>
当 期 純 利 益	13,442

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、傘下の銀行等のグループ企業の事業の公共性に鑑み、長期にわたる経営基盤の確保に努め、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期業績を勘案するとともに、経営体質の強化のため、内部留保充実にも意を用い、次のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

普通株式1株につき 金4円25銭	総額 5,695,736,110円
第1回第5種優先株式1株につき 金7円50銭	総額 805,723,800円
	合計 6,501,459,910円

なお、当期は普通株式の中間配当を行っておりません。

また、第1回第5種優先株式の配当金は、中間配当・期末配当とも所定の7円50銭です。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日(月)

第2号議案 株式併合の件

株式併合を行う理由および株式併合の内容は次のとおりであります。なお、本議案は普通株式にかかる種類株主総会の議案を兼ねております。

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の単元株式数(売買単位)を100株に統一するための取り組みを進めています。

当社はこの趣旨を踏まえ、会社法の定めに従い、平成28年10月1日付で当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを、本第2号議案が承認可決されることを条件として、平成28年5月11日の当社取締役会で決議致しました。

これにあたり、普通株式の単元株式数(売買単位)の変更後においても、当社株式の投資単位(1売買単位当たりの価格)を証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)に合わせるとともに、各株主さまの議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合(10株を1株に併合)を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類および割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき、その株式について一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆さまに対して、端数に応じて交付いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

3億9千万株

3. その他

本議案にかかる株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件といたします。その他必要事項に関しましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

変更の理由および変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案は普通株式にかかる種類株主総会の議案を兼ねております。

1. 変更の理由

- (1) 全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を100株に変更するため、現行定款第6条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式および第4種優先株式について、現在発行済みの株式は無く、発行の予定もないため、関連条項を削除するものであります。また、その他、条文の削除や法改正に伴う所要の変更を行うものであります。
- (3) 第2号議案の株式併合による普通株式の発行済株式総数の減少ならびに上記(2)に記載の変更を行うことにより、現行定款第5条に規定される発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を変更するものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。また、定款変更の効力は株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、当該附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は<u>38億株</u>とする。<u>このうち28億株は普通株式、4億株は第1種優先株式、2億株は第2種優先株式、2億株は第3種優先株式、9千万株は第4種優先株式、1億1千万株は第5種優先株式</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は<u>3億9千万株</u>とする。<u>発行可能種類株式総数は、普通株式は2億8千万株とし、第5種優先株式は1億1千万株</u>とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の単元株式数は、<u>すべての種類の株式につき1,000株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の単元株式数は、<u>普通株式は100株</u>とし、<u>優先株式は1,000株</u>とする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第10条 当社は、第50条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という）または優先株式の登録株式質権者（以下、「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という）に先立ち、<u>それぞれ次に定める金額を上限として、完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当</u>（以下、「優先配当金」という）を支払う。</p> <p>第1種優先株式1株につき、年37円50銭 第2種優先株式1株につき、年37円50銭 第3種優先株式1株につき、年50円 第4種優先株式1株につき、年37円50銭 第5種優先株式1株につき、年50円</p>	<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第10条 当社は、第47条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という）または優先株式の登録株式質権者（以下、「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という）に先立ち、次に定める金額を上限として、完全子会社となる会社における旧商法第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下、「優先配当金」という）を支払う。</p> <p>第5種優先株式1株につき、年50円</p>
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第11条 当社は、第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において、「優先中間配当金」という）を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第11条 当社は、第48条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、完全子会社となる会社における旧商法第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において、「優先中間配当金」という）を支払う。</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>それぞれ次に定める金銭を支払う。</u></p> <p>第1種優先株式1株につき、500円 第2種優先株式1株につき、500円 第3種優先株式1株につき、500円 第4種優先株式1株につき、570円 第5種優先株式1株につき、500円</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、次に定める金銭を支払う。</p> <p>第5種優先株式1株につき、500円</p>

現行定款	変更案
<p>(取得条項付株式に対する金銭の交付)</p> <p>第13条 当社は、<u>第2種、第3種または第5種優先株式の発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後、当社の取締役会が別に定める日をもって、会社法第461条に定める限度額を限度として、当該決議でそれぞれ定める時期および市場実勢を勘案して妥当と認められる額の金銭を交付して、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。当該優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他妥当と認められる方法により行う。</u></p>	<p>(取得条項付株式に対する金銭の交付)</p> <p>第13条 当社は、第5種優先株式の発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後、当社の取締役会が別に定める日をもって、会社法第461条に定める限度額を限度として、当該決議でそれぞれ定める時期および市場実勢を勘案して妥当と認められる額の金銭を交付して、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。当該優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他妥当と認められる方法により行う。</p>
<p>(第1種優先株式および第4種優先株式の自己株式取得)</p> <p>第13条の2 当社は、<u>第1種および第4種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>2. 第1種および第4種優先株式に関する自己株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取得請求権付株式)</p> <p>第16条 <u>第1種、第2種および第4種優先株式の株主は、当社に対し、その有する株式にかえて、普通株式の交付を請求することができる。</u></p> <p><u>2. 前項の取得請求をすることができる期間および普通株式交付の条件は、完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式の発行に際して取締役会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取得条項付株式に対する普通株式の交付)</p> <p>第17条 前条により取得請求をすることができる期間中に取得請求のなかった第1種、第2種または第4種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という)に、当社がその株式の全部を取得し、当該優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日を除く)で除して得られる数の普通株式を交付する。当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が完全子会社となる会社における商法第365条もしくは第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>2. 前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じた場合は、会社法に従ってこれを取り扱う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(優先順位)</p> <p>第18条 第1種、第2種、第3種、第4種および第5種優先株式相互の間の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第19条 第52条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p>	<p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第16条 第49条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p>
<p>第20条～第25条 (記載省略)</p>	<p>第17条～第22条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p>第26条 第22条、第23条および第25条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第21条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>第4章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p>第23条 第19条、第20条および第22条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第18条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p>
<p>第27条～第52条 (記載省略)</p>	<p>第24条～第49条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>附 則</u> 本定款の変更の効力発生日は、平成28年6月24日開催の第13期定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会の議案にかかる株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</p>

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
1	<p>いほり えい しん 庵 栄 伸 (昭和31年8月20日生)</p>	<p>昭和54年4月 株式会社北陸銀行入行 平成16年6月 同 総合企画部担当部長 平成16年9月 同 総合企画部担当部長(当社出向) 平成17年6月 同 総合企画部部長(当社出向) 平成21年6月 同 取締役執行役員 当社取締役(企画・総務グループ担当) 平成22年6月 株式会社北陸銀行常務執行役員 平成25年6月 同 代表取締役頭取(現任) 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社北陸銀行代表取締役頭取</p>	<p>普通株式 68,000株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》 昭和54年より当社グループの一員として、豊富な業務経験を有し、経営企画部門での経験が長く業務全般を熟知しております。また、当社取締役社長および株式会社北陸銀行取締役頭取として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 種類および数
2	<p style="text-align: center;">きば 原 龍 博 (昭和32年2月21日生)</p>	<p>昭和54年 4月 株式会社北海道銀行入行 平成13年 6月 同 月寒支店長 平成14年 7月 同 営業企画グループ調査役グループリーダー 平成15年 5月 同 執行役員 平成15年 6月 同 取締役執行役員 平成17年 6月 同 取締役執行役員常務(営業部門長) 平成17年10月 同 取締役執行役員常務(営業部門長兼法人営業部長) 平成18年 6月 同 取締役常務執行役員(営業部門長) 平成22年 6月 同 代表取締役副頭取 当社取締役 平成27年 6月 株式会社北海道銀行代表取締役頭取(現任) 当社代表取締役副社長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社北海道銀行代表取締役頭取</p>	<p>普通株式 38,600株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》 昭和54年より当社グループの一員として、営業企画、法人営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社取締役副社長および株式会社北海道銀行取締役頭取として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			
3	<p style="text-align: center;">むぎ の ひで の り 麦 野 英 順 (昭和32年3月18日生)</p>	<p>昭和54年 4月 株式会社北陸銀行入行 平成17年 6月 同 経営管理部長 平成19年 6月 同 富山地区事業部副本部長兼本店営業部長 平成21年 6月 同 取締役執行役員富山地区事業部副本部長兼本店営業部長 平成22年 6月 同 取締役常務執行役員富山地区事業部本部長 平成25年 6月 同 代表取締役会長(現任) 当社取締役(監査グループ副担当)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社北陸銀行代表取締役会長</p>	<p>普通株式 50,379株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》 昭和54年より当社グループの一員として、経営管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社取締役および株式会社北陸銀行取締役会長として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
4	<p>やま かわ ひろ ゆき 山 川 広 行 (昭和31年12月10日生)</p>	<p>昭和54年4月 株式会社北海道銀行入行 平成10年7月 同 柴町支店長 平成13年7月 同 法人推進グループ調査役 平成14年6月 同 清田支店長 平成16年9月 同 札幌駅前支店長 平成17年6月 同 執行役員地区営業担当兼帯広支店長 平成21年6月 同 常務執行役員地区営業担当兼旭川支店長 平成24年4月 同 常務執行役員地区営業担当 平成25年4月 同 常務執行役員石狩・札幌地区営業担当 平成25年6月 同 専務執行役員本店営業部本店長 平成27年6月 同 取締役副頭取(現任) 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社北海道銀行取締役副頭取</p>	<p>普通株式 19,600株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》 昭和54年より当社グループの一員として、地区営業担当役員を歴任し、業務全般を熟知しております。また、当社取締役および株式会社北海道銀行取締役副頭取として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			
5	<p>なか の たかし 中 野 隆 (昭和29年9月10日生)</p>	<p>昭和52年4月 株式会社北陸銀行入行 平成17年4月 同 リスク統括部長 平成19年6月 同 総合企画部長兼秘書室長 平成20年6月 同 執行役員総合企画部長兼秘書室長 平成21年6月 同 常務執行役員東京地区事業部本部長兼東京支店長 平成24年1月 同 常務執行役員東京地区事業部本部長 平成24年6月 同 取締役常務執行役員北海道地区事業部本部長 平成25年6月 同 取締役専務執行役員北海道地区事業部本部長 当社取締役 株式会社北海道銀行取締役(非常勤)(現任) 株式会社北陸銀行取締役専務執行役員 当社取締役(企画・総務グループ担当)(現任) 平成27年6月 株式会社北陸銀行取締役専務執行役員東京地区事業部本部長(現任) 平成28年6月 同 専務執行役員(予定)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社北陸銀行専務執行役員(予定)</p>	<p>普通株式 97,000株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》 昭和52年より当社グループの一員として、リスク管理、経営企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社取締役(企画・総務グループ担当)および株式会社北陸銀行取締役専務執行役員として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 種類および数
6	(新任) あき ばやし たか し 浅 林 孝 志 (昭和32年8月30日生)	昭和56年 4月 株式会社北陸銀行入行 平成14年 7月 同 福光支店長 平成16年 6月 同 小樽支店長 平成18年 6月 同 新宿支店長 平成21年 6月 同 融資第一部部長 平成22年 1月 同 経営管理部長 平成23年 6月 同 高岡地区事業部副本部長兼砺波支店長 平成24年 6月 同 執行役員高岡地区事業部副本部長兼砺波支店長 平成25年 6月 同 常務執行役員福井地区事業部本部長兼名阪地区事業部本部長 平成27年 6月 同 常務執行役員(現任) 平成28年 6月 同 取締役常務執行役員(予定) (重要な兼職の状況) 株式会社北陸銀行取締役常務執行役員(予定)	普通株式 16,000株
《取締役候補者とした理由》 昭和56年より当社グループの一員として、営業、融資業務、経営管理等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、株式会社北陸銀行常務執行役員として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。			
7	お ぐら たか し 小 倉 隆 巳 (昭和35年10月14日生)	昭和59年 4月 株式会社北海道銀行入行 平成16年10月 同 本店営業部部長 平成17年 4月 同 審査グループ審査役グループリーダー 平成17年10月 同 融資部次長 平成21年10月 同 豊平支店長 平成23年 6月 同 協会担当部長兼東京事務所長 平成25年 6月 同 執行役員東京支店長 平成26年 4月 同 執行役員札幌・石狩、後志地区営業担当 平成27年 6月 株式会社北陸銀行取締役(非常勤)(現任) 株式会社北陸銀行取締役(リスク管理・監査グループ担当)(現任) 平成28年 6月 株式会社北陸銀行取締役執行役員(予定) (重要な兼職の状況) 株式会社北陸銀行取締役執行役員(予定)	普通株式 29,337株
《取締役候補者とした理由》 昭和59年より当社グループの一員として、営業、融資部門等に携わり、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社取締役(リスク管理・監査グループ担当)として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
8	<p>おおしま ゆうじ 大島 雄次 (昭和4年10月25日生)</p> <p>社外取締役候補者</p>	<p>昭和29年10月 安田生命保険相互会社入社 昭和54年7月 同 取締役営業推進部長 昭和58年2月 同 常務取締役営業推進部長 昭和58年4月 同 常務取締役大阪本部長 昭和61年4月 同 常務取締役資産運用本部長 昭和63年4月 同 代表取締役専務資産運用本部長 平成元年4月 同 代表取締役専務営業本部長 平成2年4月 同 代表取締役専務営業総局長 平成3年4月 同 代表取締役副社長営業総局長 平成5年4月 同 代表取締役社長 平成11年4月 同 代表取締役会長 平成16年1月 同 相談役(明治安田生命保険相互会社に改称) 平成16年9月 当社取締役(非常勤)(現任) 平成17年12月 明治安田生命保険相互会社特別顧問 平成25年7月 同 名誉顧問(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 明治安田生命保険相互会社名誉顧問</p>	<p>普通株式 26,000株</p>
<p>《社外取締役候補者とした理由》 大島氏は、長年にわたり安田生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)の経営に携わり、同社の取締役社長として業務執行統括の経験を有しています。その経歴を通じ培った金融機関経営の専門家としての経験・見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
9	<p>なか がわ りょうじ 中川 了滋 (昭和14年12月23日生)</p> <p>社外取締役候補者</p>	<p>昭和39年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和61年4月 第一東京弁護士会副会長 平成9年4月 第一東京弁護士会会長兼日本弁護士連合会副会長 平成17年1月 最高裁判所判事 平成22年6月 日本電気株式会社社外監査役 平成26年6月 弁護士再登録 平成27年6月 当社取締役(非常勤)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士</p>	<p>普通株式 2,000株</p>
<p>《社外取締役候補者とした理由》 中川氏は、長年、弁護士として活躍され、最高裁判所判事の経歴を有しています。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、法律の専門家としての豊富な経験と知識を活かし、経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する記載事項
- (1) 大島雄次氏および中川了滋氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として、上述の取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- (2) 大島氏は、明治安田生命保険相互会社の名誉顧問であり、当社は役員保険において同社との取引が存在しますが、その取引金額は軽微であり、また、同氏が同社の業務執行者であったときから10年以上が経過していること等から、独立性に影響を与えるものではなく、社外取締役および独立役員としての業務を適切に遂行できると考えております。
- (3) 大島氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって11年10か月となります。また、中川氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- (4) 当社は、大島氏および中川氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。本定時株主総会において両氏の再任が承認された場合は、上記責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインいただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成28年6月23日(木曜日)午後5時10分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主さまが変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続にかかる費用は株主さまのご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日9:00~17:00)

以上

(ご参考)

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内

会場 株式会社北陸銀行本店 6階会議室
富山市堤町通り一丁目2番26号 TEL 076-423-7111



交通機関 富山駅から徒歩約20分
市内電車利用の場合は
南富山駅前行き「西町」下車、徒歩約2分
富山駅行き・大学前行き「中町(西町北)」下車、徒歩約3分
※当日は銀行駐車場の使用ができませんので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

札幌中継会場のご案内

札幌中継会場は株主総会の会場ではございません。
富山の株主総会会場の模様を映像でご覧いただけます。

会場

ニューオータニイン札幌 2階ホール
札幌市中央区北2条西1丁目1-1
TEL 011-222-1111

交通機関
札幌駅から徒歩約8分
地下鉄大通駅から徒歩約7分

※駐車スペースが限られておりますので、
公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

